

宮城県農村振興施策検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農村振興施策検討委員会条例（以下「条例」という。）に基づく「宮城県農村振興施策検討委員会（以下「委員会」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 多面的機能支払交付金の実施状況の点検等に関する事。
- (2) 中山間地域等直接支払制度の計画的かつ効果的な運営に関する事。
- (3) みやぎの地域資源保全活用支援事業の推進に関する事。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項。

(委員)

第3条 委員及び専門委員は別表に掲げる者をもって構成する。

2 専門委員は第2条(3)の事項について検討するものとする。

(会議)

第4条 会議は原則公開とし、会議で用いた資料等についても公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を招へいし、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、農政部農山漁村なりわい課において処理する。

附則

この要領は、平成20年1月8日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月23日から施行する。

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

この要領は、平成26年8月7日から施行する。

この要領は、平成27年4月16日から施行する。

この要領は、平成28年1月7日から施行する。

この要領は、平成29年5月2日から施行する。

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月10日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

宮城県農村振興施策検討委員会名簿

< 委 員 >

氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
大 泉 一 貫	宮城大学 名誉教授	
伊 藤 恵 子	(株)はなやか 代表取締役	
吉 岡 政 道	(株)河北新報社 論説副委員長	
島 谷 留 美 子	(株)東北地域環境研究室 専務取締役	
庄 子 真 岐	石巻専修大学 教授	
寺 田 守 彦	みやぎ農業振興公社 理事長	
齊 藤 秋 花	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	
嶋 谷 元	(株)日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業統轄	

< 専 門 委 員 >

氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
加 藤 孝 志	J A加美よつば 理事	
遠 藤 智 栄	地域社会デザイン・ラボ 代表	
浅 野 直 明	宮城県土地改良事業団体連合会 専務理事	
文 屋 文 夫	ふるさと水と土指導員	